

福岡市内の**本社機能を拡充** 又は 福岡市内に**本社機能を移転**する場合

固定資産税の軽減措置(3年間) のほか法人税等の優遇措置が受けられます。

1 市税の優遇内容

対象資産にかかる**固定資産税の税率(通常1.4%)を3年間優遇**

	1年目	2年目	3年目
優遇後の税率 (優遇内容)	0 (課税免除)	0.35% (通常の1/4)	0.7% (通常の1/2)

※対象資産:本社機能の用に供される家屋等及び機械装置, 及びその敷地である土地

2 主な要件

- ① 福岡県知事より, **令和6年3月31日まで**に, 本社機能の整備計画(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)の認定を受けていること

<主な認定要件>

- ・移転・拡充(新・増設)のための整備が行われること
- ・整備期間中に, 本社機能の従業員数が5人(中小企業1人)以上増加すること

- ② 新・増設する本社機能の用に供する家屋等(建物,付属設備,構築物), 機械及び装置, 器具備品等の取得価額合計が, 3,800万円(中小企業1,900万円)以上

■本社機能とは

■調査・企画部門, 情報処理部門, 研究開発部門, 国際事業部門, 管理部門(総務,経理,人事等), 情報サービス事業部門で複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門

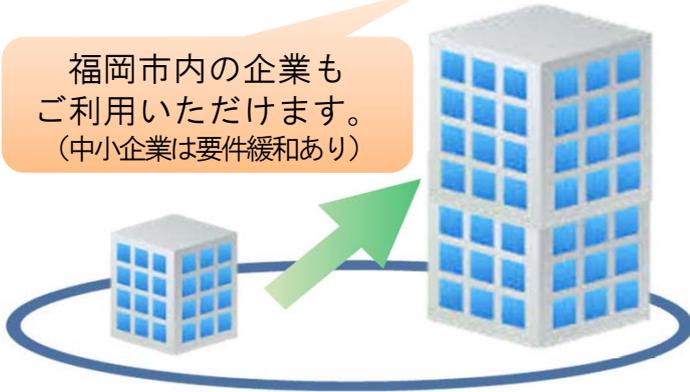
■研究所, 研究所で重要な役割を担うもの

■対象になる本社機能の移転・拡充とは(認定の分類)

拡充型 東京23区以外から福岡市への移転
又は, 福岡市内の本社機能を拡充

移転型 東京23区から福岡市への移転

福岡市内の企業も
ご利用いただけます。
(中小企業は要件緩和あり)



3 その他

この他にも, 国税(法人税), 県税(事業税, 不動産取得税)等の優遇や, 県や本市の交付金の対象になる場合がございます。詳細はお気軽にお問い合わせください。